国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

四月二十二日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

四月二十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

議案提出

四月二十二日議員から提出した議案は次のとおりである。

畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（岸本周平外八名提出）

議案送付

四月二十二日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案

議案通知書受領

四月二十二日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

質問書提出

四月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＴＰＰ協定における社会事業サービス分野での影響に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

消費増税が日本経済に与える悪影響に関する質問主意書（福田昭夫提出）

タクシー事業の適正化における公正取引委員会等の対応に関する質問主意書（鷲尾英一郎提出）

答弁書受領

四月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員仲里利信提出匿名ブログで明らかになった保育園への入園及び保育士確保の困難さを解消するための支援のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信提出沖縄の経済や沖縄振興予算、米軍基地等に関する公民教科書の誤記載の是正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出ジョセフ・スティグリッツ教授、ポール・クルーグマン教授による消費税引き上げに関する発言に関する再質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

四月二十二日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成二十七年度中小企業の動向」に関する報告

中小企業基本法第十一条第二項の規定に基づく「平成二十八年度中小企業施策」についての文書

小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十七年度小規模企業の動向」に関する報告

小規模企業振興基本法第十二条第二項の規定に基づく「平成二十八年度小規模企業施策」についての文書

参議院

議案受領

四月二十二日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案（閣法第四八号）

議案付託

四月二十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

文教科学委員会に付託

議決通知

四月二十二日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

答弁書受領

四月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員荒井広幸提出大麻草の医療研究および使用に関する質問に対する答弁書（第一〇〇号）

条約送付及び通知

四月二十二日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

四月二十二日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

報告書及び文書受領

四月二十二日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成二十七年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十八年度中小企業施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十七年度小規模企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十八年度小規模企業施策」についての文書を受領した。

官庁報告

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十八年四月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一、調査の種類　都市部官民境界基本調査

二、調査を実施する者の名称　国土交通省

三、調査地域

北海道　留萌市
宮城県　白石市
千葉県　勝浦市
東京都　小平市
神奈川県　相模原市、鎌倉市、三浦市、海老名市、箱根町
長野県　伊那市
静岡県　富士市、焼津市、下田市、湖西市、南伊豆町
愛知県　名古屋市
三重県　津市、尾鷲市、朝日町、川越町、南伊勢町、紀北町
京都府　宇治市
大阪府　大阪市
鳥取県　境港市
徳島県　阿南市
愛媛県　宇和島市
高知県　室戸市、須崎市、土佐清水市、四万十町
福岡県　春日市
大分県　大分市、臼杵市、津久見市
宮崎県　宮崎市、延岡市

四、調査期間

平成二十八年及び平成二十九年

（ただし、静岡県富士市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市については、平成二十三年～平成二十九年）

（ただし、大分県津久見市については、平成二十四年～平成二十九年）

（ただし、東京都小平市、静岡県焼津市、下田市、南伊豆町、三重県津市、尾鷲市、川越町、南伊勢町、紀北町、鳥取県境港市、愛媛県宇和島市、高知県四万十町、大分県臼杵市、宮崎県宮崎市、延岡市については、平成二十六年～平成二十九年）